



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	計量法による定期検査の実施	地域協働局消費生活センター	1
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項に基づく事務の委託	福祉局監査指導部	2
告示	介護保険法第24条の2第1項第1号の規定に基づく事務の委託	福祉局監査指導部	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	12
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 有瀬25号線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸三田線他)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(国道428号)	建設局道路管理課	16
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(MEGAドン・キホーテ神戸学園都市店)	経済観光局経済政策課	17
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(MEGAドン・キホーテ神戸本店)	経済観光局経済政策課	18
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(HAT神戸・灘の浜1番館・2番館)	経済観光局経済政策課	19
公告	神戸市武庫川・加古川上流流域関連公共下水道事業計画の変更	建設局下水道部計画課	20
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(長田区御屋敷通)	都市局まち再生推進課	21
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧(中央区中町通)	都市局まち再生推進課	22
公告	開発行為に関する工事の完了(東灘区西岡本5丁目ほか)	都市局都市計画課	23
交通局	神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	25
市税事務所	個人の市民税の対象となる寄附金に係る法人の指定について(更生保護法人 兵庫県更生保護協会)	行財政局市民税企画課	32

神戸市告示第518号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 定期検査を行う区域  
東灘区、灘区、中央区及び北区。ただし、皮革面積計にあつては市内全域。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- 3 定期検査の実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、雨天等により中止する日等を除く。）
- 4 定期検査の実施の場所  
特定計量器の所在の場所及び市長が指定する場所
- 5 定期検査を行わせる神戸市指定定期検査機関の名称  
一般社団法人 神戸市計量士会

神戸市告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項の規定に基づき、障害者総合支援法第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項並びに児童福祉法第57条の3第1項及び第3項、第57条の3の2第1項並びに第57条の3の3第1項及び第4項に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、障害者総合支援法第11条の2第4項及び児童福祉法第57条の3の4第4項の規定により告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事務所の名称及び所在地

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

代表者 代表理事 長田 淳

3 委託開始予定年月日

令和8年2月27日

4 委託事務の内容

指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務

神戸市告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項第1号の規定に基づき、同法第23条に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、同法第24条の2第5項の規定により告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事務所の名称及び所在地

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

代表者 代表理事 長田 淳

3 委託開始予定年月日

令和8年2月27日

4 委託事務の内容

指定介護保険サービス事業者に対する運営指導業務

神戸市告示第521号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年2月24日 神戸市公報第3951号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 1台	令和8年1月5日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和8年1月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年1月10日	
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年1月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 1台	令和8年1月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年1月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 2台	令和8年1月24日	
	中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年1月27日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和8年1月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和8年1月7日		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台			
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台			
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台			
兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		令和8年1月10日	
兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年1月13日		

令和8年2月24日 神戸市公報第3951号

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年1月14日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年1月19日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年1月20日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和8年1月22日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和8年1月24日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年1月26日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年1月27日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年1月28日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第522号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
垂水自転車保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年1月9日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年1月13日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年1月19日	
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年1月28日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第523号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 2台	令和8年1月7日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 3台	令和8年1月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和8年1月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	J R 住吉駅周辺	自転車 5台	令和8年1月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	灘駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 20台	令和8年1月21日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲道駅周辺	自転車 20台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 1台	令和8年1月21日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 0台	令和8年1月21日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		

別表

	阪神御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車	2台	令和8年1月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	17台	令和8年1月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	10台	令和8年1月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	灘駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第524号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年1月7日	神戸市須磨区妙法寺字 ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年1月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年1月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年1月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年1月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年1月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年1月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年1月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年1月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年1月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年1月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年2月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有瀬25号線	神戸市西区伊川谷町別府字向山128番4地先から 神戸市西区伊川谷町別府字向山140番25地先まで	90.66	6.00

神戸市告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年2月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区有野町二郎字崎 102番6地先から	新	52.90	最大 11.80 最小 11.30
		神戸市北区有野町二郎字崎 107番1地先まで	旧	52.90	最大 11.50 最小 11.10
市道	道場村第86 号線	神戸市北区道場町平田字西 垣内747番2地先から	新	6.40	最大 4.90 最小 4.10
		神戸市北区道場町平田字西 垣内747番2地先まで	旧	6.40	最大 4.80 最小 3.90

神戸市告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年2月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
国道	428号	神戸市北区日の峰5丁目14番地先から 神戸市北区山田町原野字木戸口2番11地先まで	新	122.00	最大 19.90 最小 11.10
			旧	122.00	最大 32.00 最小 7.40

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年2月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ学園都市店

神戸市垂水区小東山手2丁目868番648、垂水区多聞町字小東山868番1166

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号	代表取締役 吉田 直樹	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号	代表取締役 鈴木 康介	令和7年9月26日 代表者変更のため

3 届出年月日

令和8年1月15日

4 縦覧期間

令和8年2月24日から令和8年6月24日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年2月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ神戸本店  
神戸市中央区脇浜町3丁目354番1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号	代表取締役 吉田 直樹	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台 2丁目19番10号	代表取締役 鈴木 康介	令和7年9月26日 代表者変更のため

3 届出年月日

令和8年1月15日

4 縦覧期間

令和8年2月24日から令和8年6月24日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年2月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年2月24日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HAT神戸・灘の浜1番館・2番館  
神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社関西都市 居住サービス	大阪市中央区本町2 丁目1番6号	代表取締役 中瀬 弘美	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社KUL	大阪市中央区本町4 丁目3番9号	代表取締役 吉田 滋	令和6年11月2日 商号変更のため 令和6年7月17日 住所変更のため 令和6年9月24日 代表者変更のため

3 届出年月日

令和8年1月5日

4 縦覧期間

令和8年2月24日から令和8年6月24日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事業計画の名称

神戸市武庫川上流流域関連公共下水道事業計画  
神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画

2 事業計画の変更内容

- ・神戸市武庫川上流流域関連公共下水道事業計画
  - (1) 大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴う変更
  - (2) 予定処理区域、排水区域の変更
  - (3) 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更
  - (4) 計画降雨調書の追加
- ・神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画
  - (1) 公共下水道からの放流水の吐口および主要な管渠の変更
  - (2) 計画降雨調書の追加

3 工事の着手及び完成予定年月日

- ・神戸市武庫川上流流域関連公共下水道事業計画
  - (1) 着手年月日  
昭和54年9月1日
  - (2) 完成予定年月日  
令和13年3月31日
- ・神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画
  - (1) 着手年月日  
昭和58年3月30日
  - (2) 完成予定年月日  
令和10年3月31日

4 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸  
神戸市建設局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和8年2月24日から令和8年3月13日まで  
(ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間)

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
エスリード株式会社 代表取締役 荒牧 杉夫  
大阪府大阪市福島区6丁目25番19号  
株式会社 インザライフ 代表取締役 高野 綾平  
大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス17階
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社 生原建築事務所 生原 実  
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目7番4号  
06-6100-0611
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市長田区御屋敷通五丁目102番10、102番11
  - (2) 敷地面積 約 647平方メートル
  - (3) 建築面積 約 388平方メートル
  - (4) 延べ面積 約2,577平方メートル
  - (5) 高さ 約26.9メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上9階、地下0階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和8年2月24日から令和8年3月9日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
和田興産 株式会社 代表取締役 溝本 俊哉  
神戸市中央区栄町通四丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
一級建築士事務所タット・プラン&T株式会社 六車勉  
大阪市西区江戸堀1丁目25番30号  
06-6449-8063
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区中町通二丁目2-20
  - (2) 敷地面積 約 297平方メートル
  - (3) 建築面積 約 162平方メートル
  - (4) 延べ面積 約2,099平方メートル
  - (5) 高さ 約 44.4メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上15階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和8年2月24日から令和8年3月9日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年2月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区西岡本5丁目12番、12番11  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀中1丁目1番30号  
積水ハウス不動産株式会社 関西営業本部  
支配人 吉田 憲一  
許可番号  
令和6年11月1日 第8220号  
（変更許可 令和7年3月24日 第2206号）  
（変更許可 令和7年10月1日 第2243号）
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区住吉山手3丁目1593番、1597番2、1605番2、1605番2地先水路  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役 嘉村 徹  
許可番号  
令和7年2月13日 第8233号  
（変更許可 令和8年1月15日 第2266号）
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区桂木1丁目1番1、1番2、山田町原野字数ノ奥山29番、山田町原野  
字大原山2番23、2番24、山田町原野字笹原ノ尾4番135、4番136、緑町6丁目  
22番7  
開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区播磨町49番地  
良品住宅株式会社  
代表取締役 藤原 明久  
許可番号

令和7年8月29日 第8256号  
(変更許可 令和8年1月6日 第2265号)

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年2月24日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第16号

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 料金	第2章 料金
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 定期券(第12条— <u>第25条</u> )	第2節 定期券(第12条— <u>第24条</u> )
第3節 [略]	第3節 [略]
第3章 料金の払戻し(第27条— <u>第28条の5</u> )	第3章 料金の払戻し(第27条・ <u>第28条</u> )
第3章の2～第5章 [略]	第3章の2～第5章 [略]
第1条、第2条 [略]	第1条、第2条 [略]

(普通区及び近郊区の料金)

第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

「神戸のバス」共通乗車ポイントサービス取扱規程（令和3年交規程第17号）に定めるところによる。

(3) [略]

2 [略]

第4条～第6条の2 [略]

(普通区及び近郊区の料金)

第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程（令和3年交規程第17号）に定めるところによる。

(3) [略]

2 [略]

第4条～第6条の2 [略]

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

「神戸のバス」共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(3) [略]

2 第26条の2に規定する被養護者及びその付添人に対する割引後の料金は、次のとおりとし、被養護者が養護又は保護を受けている施設の行事に参加するため乗車する場合及び管理者が必要と認める場合に適用する。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

「神戸のバス」共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(料金の割引)

第7条 第26条に規定する身体障害者及び知的障害者並びにそれらの介護人に対する割引後の料金は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

「神戸市バス・山陽バス」共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(3) [略]

2 第26条の2に規定する被養護者及びその付添人に対する割引後の料金は、次のとおりとし、被養護者が養護又は保護を受けている施設の行事に参加するため乗車する場合及び管理者が必要と認める場合に適用する。

(1) [略]

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

「神戸市バス・山陽バス」共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

第8条～第36条 [略]

第8条～第36条 [略]

様式第13号(第20条関係)を次のように改める。

様式第13号(第20条関係)

### 定期券(払戻・発行替・再発行)申込書

年 月 日

氏名 カナ											様
生年月日	大・昭・平・令・西暦										年 月 日
原定期券の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 磁気 IC (PiTaPa ・ ICOCA) 【 <input type="checkbox"/> IC原券無し(紛失) 】										
申込内容	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻: (ICOCA定期の場合チェック) <input type="checkbox"/> 定期部分のみ払戻 <input type="checkbox"/> カードを同時に払戻				<input checked="" type="checkbox"/> 発行替			<input checked="" type="checkbox"/> 再発行			
種別	<input checked="" type="checkbox"/> バス		<input checked="" type="checkbox"/> 地下鉄		<input checked="" type="checkbox"/> 地下鉄・バス 連絡			<input checked="" type="checkbox"/> 地下鉄・他社 連絡			
乗車区間	バス	普通区全線		近郊区 共用区		系統		停留所～ 停留所			
	鉄道	駅～ ( ) 経由									
期間	年 月 日から					ヶ月 (学期)		券種	普通・通学		
原定期券 No.	発行日 /					新定期券 No.					
発行替内容	・磁気→IC( P ・ I 新 / 既 ) ・IC→IC ・IC( P ・ I )→磁気 ・IC無(原券なし)→磁気							再発行手数料			
円											

払戻しの場合(定期券払戻請求書兼領収書)

決済方法	※PiTaPa決済・クレジット決済で購入された定期券の場合、口座振込での返金となります。 入金日は、ご利用のカード会社の定めによります。											
現金	住所											
PiTaPa	氏名											
クレジット	電話( ) - (印)											
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証(No. ) <input type="checkbox"/> 写真のある学生証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他( )											
払戻条件	普通 旬割 日割 特別								取扱者			
払戻金額	払戻手数料		払戻手渡し額									
円 - 円 = 円												

※記載された個人情報は、定期券の払戻業務に使用するほか、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。  
 ※他社局との連絡定期券の場合は、必要に応じて個人情報を当該各社局に共有することがあります。  
 ※上記のほか、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人情報の第三者への提供はいたしません。  
 ※ICOCA乗車券(カード)を払戻した場合は、当該ICOCAカードのポイントは、全て無効になります。

神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部を改正する規程

(神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程(平成18年交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第15条 [略] (乗継料金) 第15条の2 [略] 2、3 [略] 4 第1項に規定する乗合自動車は、次の各号に定めるものとする。 (1)～(3) [略] (4) 神姫バス株式会社が運行する <u>ポートループ</u>	第1条～第15条 [略] (乗継料金) 第15条の2 [略] 2、3 [略] 4 第1項に規定する乗合自動車は、次の各号に定めるものとする。 (1)～(3) [略] (4) 神姫バス株式会社が <u>ポートループ線</u> で運行する <u>もの</u>
第15条の3～第39条 [略]	第15条の3～第39条 [略]

(神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程(令和3年交規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該

改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="256 562 775 656">「<u>神戸のバス</u>」共通乗車ポイントサービス取扱規程</p> <p data-bbox="496 692 775 725">令和3年2月26日</p> <p data-bbox="564 759 775 792">交規程第17号</p> <p data-bbox="213 826 316 860">(目的)</p> <p data-bbox="165 898 775 992">第1条 この規程は、神戸市乗合自動車の乗車料金に関する条例施行規程</p> <p data-bbox="213 1025 775 1120">(昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。)</p> <p data-bbox="193 1153 775 1809">第3条第1項第2号及び神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規程第3号。以下「IC乗車券規程」という。)第15条第4項に規定する、神戸市交通局、山陽バス株式会社、神姫バス株式会社(以下「サービス提供社局」という。)が共同で運営・提供する「<u>神戸のバス</u>」共通乗車ポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="213 1910 384 1944">(適用範囲)</p> <p data-bbox="165 1977 384 2011">第2条 [略]</p>	<p data-bbox="900 562 1418 656">神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程</p> <p data-bbox="1139 692 1418 725">令和3年2月26日</p> <p data-bbox="1208 759 1418 792">交規程第17号</p> <p data-bbox="857 826 959 860">(目的)</p> <p data-bbox="809 898 1418 992">第1条 この規程は、神戸市乗合自動車の乗車料金に関する条例施行規程</p> <p data-bbox="857 1025 1418 1120">(昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」という。)</p> <p data-bbox="836 1153 1418 1877">第3条第1項第2号及び神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規程第3号。以下「IC乗車券規程」という。)第15条第4項に規定する、神戸市交通局、山陽バス株式会社、神姫バス株式会社(以下「サービス提供社局」という。)が共同で運営・提供する<u>神戸市バス・山陽バス</u>共通乗車ポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="857 1910 1027 1944">(適用範囲)</p> <p data-bbox="809 1977 1027 2011">第2条 [略]</p>

<p>(適用対象となる乗合自動車)</p> <p>第3条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する乗合自動車（以下、「ポイント対象バス」という。）に対して適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 山陽バス株式会社が運行する全路線</p> <p>(3) 神姫バス株式会社が運行する<u>神戸市交通局との共同運行路線、山手線、ポートループおよび同社が指定する区間</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第21条 [略]</p>	<p>(適用対象となる乗合自動車)</p> <p>第3条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する乗合自動車（以下、「ポイント対象バス」という。）に対して適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 山陽バス株式会社が運行する、<u>高速バスを除く全路線</u></p> <p>(3) 神姫バス株式会社が運行する<u>路線のうち山手線</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第21条 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第3条中「神戸のバス」共通乗車ポイントサービス取扱規程第3条第1項第3号のうち山手線を除く路線については、「神戸のバス」共通乗車ポイントサービス取扱規程第13条の規定を、令和8年4月1日以降に乗車した場合に適用するものとする。

神戸市市税事務所告示第3号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月24日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250008	令和8年2月10日 (令和8年1月1日以後 に支出された寄附金)	更生保護法人 兵庫県更生保護協会 理事長 桑田 純一郎 神戸市中央区橘通一丁目4番1号